

振興事務所の宿日直が廃止になります

平成30年1月5日(金)から
各振興事務所の宿日直を廃止し、
役場本庁舎での宿日直に統合させていただきます。

役場本庁舎での宿日直業務について(1月5日(金)以降)

- 宿直業務 17時15分～翌8時30分
- 日直業務 土曜日・日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)
- 宿日直の対応
 - 電話 時間外への振興事務所への電話は、本庁へ転送されます。
 - 緊急時の対応
火災発生時は、揖斐郡消防組合において、遠隔操作により各振興事務所管内のサイレンを吹鳴し、音声告知放送で火災発生場所をお知らせします。
大雨警報等が発令された場合は、職員が防災警戒班に基づき振興事務所に駐在し、警報等解除まで待機します。
 - 揖斐広域斎場の予約
電話で仮予約ができます。夜間、休日は本庁宿日直で対応します。
 - 死亡届ほか、戸籍関係書類の受理
本庁宿日直で対応します。
 - 霊柩車の貸し出し
夜間、休日の霊柩車の貸し出しについては、
本庁宿日直が本庁において霊柩車を貸し出します。

【お問い合わせ】

揖斐川町役場 総務課
0585-22-2111(内線121)

その他のお問い合わせなどについても
本庁宿日直でお受けいたします。

また、緊急時には、ただちに振興事務所長、地域振興課長へ連絡し、対応させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

12月4日(月)～12月10日(日)は人権週間です

「人権の尊重」についてみんなで考えましょう

いじめ、虐待、差別などの人権問題や困りごとのお話を聞きます。

- 日 時 毎月第3水曜日 14時～16時 ※12月は第1水曜日、2月・3月は第4水曜日に実施します。
- 場 所 揖斐公民館

揖斐川町人権擁護委員がお聞きます。1人で悩まず相談してください。